

吉田町立こども発達支援事業所すみれの利用手続きについて



吉田町立こども発達支援事業所すみれは、児童発達支援事業を行っている機関です。利用には、受給者証の発行・事業所との契約が必要となります。

手続きの流れ

* 詳細については、吉田町立こども発達支援事業所すみれ又は役場こども未来課へお問い合わせください。

(1) 児童発達支援事業利用申請

* 吉田町立こども発達支援事業所すみれの利用を希望する場合は、指定の申込書により事業所に申請する。

(2) 受給者証申請

* 役場福祉課へ児童発達支援の支給申請(福祉サービス受給者証の申請)をする。

* 利用負担上限月額が決定します。

(3) 受給者証の交付

* 申請内容を審査し、決定後、受給者証を交付する。

(4) 吉田町立こども発達支援事業所すみれとの契約・重要事項の説明

* 利用者同意の上で契約を取り交わし、重要事項の説明を行います。

○児童発達支援給付費について

・保護者の負担金は、児童発達支援給付費の1割です。(3歳児～5歳児までの利用料は、幼児教育・保育の無償化の対象になります。)

・親子通園児(1～2歳児)の利用料のお支払いは、『納入通知書』を発行します。指定の金融機関にてお支払いください。

・児童発達支援給付費対象のサービスの利用負担額には上限が設定されています。個々によって異なりますので、受給者証の『利用者負担に関する事項』を御確認ください。

・毎月、児童発達支援提供実績記録票を確認の上、印鑑を押印してください。

